

# 全国司法書士女性会FAX通信199号 (2008年7月号号外3)

発行責任者 会 長 長谷川 歌子

事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

★事務局e-mailアドレスが変更になりました e-mail joseikai@aoritakigawa.com

## システム障害対策について

6月25日に引き続き、7月10日にも法務省オンライン申請システムの障害が発生しました。来週からオンライン申請システムの申請書作成支援ソフトの入れ換えが行われる予定で、ソフト入れ換え後のシステムの安定度をみる必要があります。

さて、度重なるシステム障害について、女性会は、法務省に対し、意見書を提出しているところですが、この件について、7月17日木曜日午後、衆議院会館において、滝実衆議院議員（無所属）が、法務省民事局民事第2課長小川秀樹氏・同不動産登記係長済田氏から、具体的対応策について聞き取りを行いました。その大まかな内容は下記のとおりです。

### 1 オンライン申請システムの障害によりオンライン申請ができなくなった時の対策について

#### ① FAXによる登記申請の受付について

法務省の見解は消極。

理由は、FAXが集中して受信できない可能性があるということ。

#### ② メールによる登記申請の受付について

滝議員からメールにPDF化ファイルを添付しての申請を認めるべきとの提案がなされた。

法務省は既にメールによる申請受付について検討中であるとのこと。

### 2 システム障害が理由で書面で申請を行う際の減税について

特則を認めるべきではないか、という意見については、法務省は消極。

理由は、管轄が財務省であるということ。

この点について、滝議員は、今後、財務省に対して規則改正を働きかける意向である。